

委託のマイナンバーの取扱

税理士や社会保険労務士等に依頼する際のマイナンバーの取扱についての監督義務

(1) 委託先の監督義務について

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、法律に基づき、委託先において委託自らが果たすべき安全管理措置と同等（少なくとも番号法が求める水準）の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。このため、委託先の税理士や社会保険労務士がマイナンバーの安全管理を適切に行っているか説明を受けたうえで、委託する必要があります。

ここでいう必要かつ適切な監督とは、①委託先の適切な選定、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握②委託者は委託先の設備、技術水準、従業員に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認する③契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込む④委託者は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を追う、とされます。

(2) 再委託について

委託先がマイナンバーを取り扱う業務の一部または全部を再委託する場合は、最初の委託者（会社）の許諾を得た場合に限り、再委託の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。このため、委託先が再委託するかどうかを確認するとともに再委託先でマイナンバーがどのように取り扱われているか説明を受けたうえで、許諾の判断をします。